

「平成27年度東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における  
立川市の整備基準

平成27年5月22日

追記 平成27年6月5日

追記 平成27年11月5日

1. 近隣への配慮

①常駐するケアの専門家は、地域包括支援センターと連携すること。

(小地域ケア会議への参加など)

- ・地域の各種会議に参加すること。また、個別ケースや地域課題等について、市、地域包括支援センター、関係機関と協力し、状況改善に努めること。

②地域住民が利用できる交流スペースを設置すること。

- ・交流スペースは同一敷地内で屋内の設置であること。

面積については最大利用者数に3㎡を乗じた面積以上であること。

(一室に20人～30人程度の利用が可能なこと)

また、近隣住民へ開放し、貸し出しが可能であること。

2. 入居者の地元割当及び居住年数

①入居者の地元割当を5割以上とすること。

- ・立川市内に居住する者を対象とした募集期間を設けるなど、可能な限り当該割合を満たすように努めること。入居者の決定に当たっては常時立川市民を優先させること。

3. その他

①家事援助サービス（掃除、洗濯、買い物等）を提供すること。

- ・介護保険サービス、市の福祉事業ではなく独自の有料サービスが提供できる体制であること。
- ・併設又は近接する医療・介護サービス事業者が提供する医療・介護サービスについては入居者に限らず地域住民も利用可能とすること。
- ・併設又は近接する医療・介護サービス事業者が提供する医療・介護サービス以外でも入居者が自由にサービスを選択できるようにすること。

②介護予防・日常生活支援総合事業における、通所型サービスの実施を検討すること。

- ・市からの依頼があった場合において、企画等に協力すること。

③ 住宅内において事故が発生した場合は、事故内容について文書で報告すること。

○報告が必要な事例

- ・死亡事故等の重大な事故
- ・入居者に対する虐待
- ・住宅設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗）
- ・火災事故
- ・感染症や食中毒の発生
- ・その他住宅運営に係る重大な事故